

# 守り育てよう みんなの文化財



指定 木造阿弥陀如来立像（本願寺・久美浜町）



京都府教育委員会

## はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成6年2月18日付けで14件の文化財を指定・登録するとともに、文化財をその環境とあわせて保存するために文化財環境保全地区1件を決定しました。その内訳は、建造物6件、美術工芸品5件、無形民俗文化財2件、名勝1件、文化財環境保全地区1件となっています。

この冊子では、今回指定等を行った15件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定等文化財の保護のために行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまでに刊行しました11冊とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために活用いただければ幸いです。

平成7年3月

## 表紙写真の説明

本願寺は久美浜町久美浜に所在する浄土宗の寺院で、寺伝では奈良時代に行基菩薩が開き、平安時代に恵心僧都の中興と伝えています。

本像は鎌倉時代に建立された本堂阿弥陀堂（重文）の厨子内に本尊として安置されている90cm余りの阿弥陀如来立像で、ヒノキの寄木造りで彫眼とし、袈裟を偏袒右肩にまとい、右手屈臂、左手垂下して来迎印を結び、左足を遊脚としています。

衣文の表現は伝統的な藤原様式に従っており、正面から見た相貌には穏やかさがありますが、その側面観に厳しさをたたえ時代の新しさを感じさせます。また、厚みを持った腹部や衣文を省略して強く張り出した大腿部の表現など全体に量感が増し、さらに衣文の襞も太くなるなど、鎌倉時代初期の京仏師による新しい作風をよく示しています。

本像は寺蔵の史料から、建久3年（1192）崩御の後白河法皇の五七日の追善仏の可能性を持ち、藤原時代と鎌倉時代の両様式を顕著に示す12世紀末制作の清新で美しい都ぶりの阿弥陀如来立像として注目されます。

## お知らせ

昭和63年4月15日付けで京都府指定有形文化財に指定されました。「制札」6枚（宮津市・金剛心院）は、平成6年6月28日付けで国の重要文化財に指定されたので、同日付けで府指定は解除になりました。

制札は、禁令や法令を木札に記したもので、権力者が寺院等を保護するために門前等に掲げさせたものです。金剛心院には、鎌倉時代末期から江戸時代前期にかけての6枚の制札が伝えられていますが、これほどの数がまとまって残っている例は他にはありません。なかでも、鎌倉・南北朝という時代の古い3枚の制札は、全国的にも類品の数少ない貴重なものです。写真の六波羅禁制は鎌倉時代のもので、縦74.5cm、横37.6cmを測り、現存する中世の制札の中で最大です。



重要文化財 制札（金剛心院・宮津市）



## —第12回京都府指定・登録文化財等の紹介—

### ＝建造物＝

智積院<sup>ちしやくいん</sup>は、京都市の東山にある真言宗智山派の総本山で、根来寺<sup>ねごうじ</sup>の中興として16世紀末に創建されました。根来寺は、正応元年（1288）に紀州根来（和歌山県那賀郡岩出町）に開かれ、新義真言宗の中心寺院として栄えましたが、豊臣秀吉の根来攻めで壊滅的な打撃を受けました。その際、京都へ逃れた智積院<sup>ちしやくいん</sup>玄宥<sup>げんゆう</sup>が慶長3年（1598）に、根来寺の再興を徳川家康に願い出て、最初に北野に寺地を、さらに同5年に現在地にあった豊国社の坊舎や敷地を改めて与えられ、寺基が整えられました。東山七条の東南に伽藍<sup>がらん</sup>を構え、境内の中心に金堂や不動堂の地域、北側に密厳堂や大師堂がたつ地域があり、その西側に国指定名勝の庭園がある本坊が配されています。

①

大師堂<sup>だいしどう</sup>は中規模の五間仏堂で、弘法大師像<sup>こうぼうだいし</sup>を安置します。屋根は入母屋造とし、正面に唐破風造の大きな向拝<sup>こうはい</sup>をつけます。平面は奥行4間の外陣と、その奥1間通りの内陣、さらにその背面に取り付く後戸から構成されます。外陣は儀式を行う場であり、広い一室となっています。内陣は大師御影を祀る空間で、中央間に須弥壇<sup>しゆみだん</sup>を置き、その上に宮殿が安置されています。後戸は壁によって間仕切られ、準備の部屋として使われ、閻伽棚<sup>あかだな</sup>が設けられています。寛政元年（1789）に建立された建物で、江戸中期以降における数少ない大師御影堂<sup>だいしおんどう</sup>の遺構のひとつとして史料的に重要です。それとともに、細部意匠等に時代の雰囲気をよく表わしており、良質の遺構としても注目されます。

②

密厳堂<sup>みつごんどう</sup>は開山堂ともいい、新義真言宗の開祖で根来寺開山の覚鑊<sup>かくぼん</sup>を祀っています。大師堂とほぼ同じ規模の建物で寛文7年（1667）に建立されました。平面は、基本的には新義真言宗の根来寺大師堂や長谷寺奥院祖師堂などと同じ系統の一室の広い空間です。しかし、密厳堂建立時において金堂等はなく、唯一の仏堂であったため、五間堂と規模が大きくなったと考えられます。それに伴い、江戸後期建立の大師堂に顕著になる、内・外陣の区分や、後戸の設置、向拝の装飾化など、近世仏堂としての特色の萌芽がみられます。また、臺股<sup>かえりまた</sup>や彫刻などに桃山時代の雰囲気が残っており、意匠的にも優れたものとなっています。近世における開山堂建築として高く評価されます。



智積院遠景（東山区）



指定 智積院大師堂（東山区）



指定 智積院密厳堂（東山区）





(右殿)



(中殿)



(左殿)

指定 智積院三神社 (東山区)

①②③

密厳堂の東側にある大きな覆屋の中に、三神社本殿が3棟東西に並んでたっています。中殿は三部権現、右殿は九所明神、左殿は春日明神を祀っています。3社の平面はほぼ同規模、同形式の間社ですが、中殿及び右殿が流造とするのに対し、春日明神を祀る左殿が春日造になっています。新義真言宗系の本山である長谷寺の鎮守社が3棟とも春日造としているのに比べると対照的です。また、3殿とも彩色がかなり剥落していますが、復原すると色彩豊かな社殿になります。17世紀前半に建て直された後、寺地の拡張に伴い現在地に移築されたと伝えられています。木鼻や幕股などの様式も17世紀前半から中葉の特色をみせています。

④

拝殿は本殿の正面前方にたち、前には鳥居が設けられます。桁行3間、梁行2間と奥行が浅い建築で、屋根を入母屋造とします。現在は棧瓦葺ですが、当初は檜皮かこけら葺であったと考えられます。側面の後間を漆喰壁とし、そのほかの側廻りには建具をたてます。内部は拭板敷で、天井には瑞龍の画が描かれています。本殿と同様、17世紀前半頃に建立され、寛文7年に移されたと伝え、様式的にもその頃と判断できます。建立が江戸初期に遡り、本殿3棟と拝殿が揃っている鎮守堂は数少なく貴重であるとともに、建築的にも優れ、京都市内有数の社殿建築です。

⑤

密厳堂や大師堂がたつ地域は、寛文年間に拡張された寺域で、大師堂と行堂のたつ西半分の場合と、密厳堂などのある東側の一段高い所に分かれます。密厳堂の伽藍群には、密厳堂を中心として、東側に三神社本殿及び拝殿、東南には虚空蔵を安置す



指定 智積院三神社拝殿 (東山区)



指定 智積院鐘楼 (東山区)

る求聞持堂、西に地主神を祀る藤森社などの諸社や運敵が集めた經典を納める蔵、北側に行堂が配置されています。これらはほとんどが江戸時代に建立されたもので、近世の景観をよく残す建築群としても注目されます。

鐘楼はその地域の西南にある方1間吹き放しの鐘楼です。装飾的な要素は少ないものの、桃山時代の雰囲気伝える良質な建物です。



①

光明寺は真言宗の古刹で、綾部市の東北にある君尾山の中腹に伽藍を構えています。聖徳太子が創立し、延喜年間（901～923）に醍醐寺の聖宝が真言の道場として中興したと伝えられます。尾根にそって下段に二王門（国宝、宝治2年1248）、中段に庫裏、上段に本堂などが配されています。また君尾山中には府指定のトチノキがあります。

本堂は、天保7年（1836）頃に再建に着手され、同11年にほぼ完成しました。丹波・丹後地域においては有数の規模をもつ五間堂で、当初はこけら葺でした。中世密教本堂の伝統を受け継いだ平面形式ですが、天井形式や梁組が簡略化され、結果が開放的になるなど、明るく穏やかな雰囲気をもった近世的な建築空間となっています。

②

観音寺は福知山市の東方、由良川南岸の小高い丘の北麓にあります。法道が開き、応和元年（961）に空也が再興したと伝えます。境内には本堂はじめ、挿肘木を重ねた大仏様風の意匠になる表門や、鐘が突きやすいよう工夫された鐘楼などが残っています。

本堂は、天明4年（1784）頃に建てられた五間仏堂です。市内の天寧寺の薬師堂と同じ大工が造っているのですが、天寧寺が禅宗様仏殿であるのに対し、当本堂は和様主体にしており、対照的です。平面は方3間の内陣を凹型の外陣が取り囲む中世密教本堂系の平面ですが、室境や側廻りなど開放的で、近世仏堂らしくなっています。細部意匠も独創的で創造的意欲に満ちており、近世丹波を代表する仏堂のひとつといえます。

③

金剛院は舞鶴市の北東部、鹿原川沿いにある真言宗寺院です。天長6年（829）に高岳親王が開いたと伝えられる古刹で、境内には天保11年（1840）再建の本堂のほか室町時代の三重塔（重要文化財）や樹齢八百年というカヤの木などがあります。

本堂は密教系平面の仏堂ですが、外陣を吹き放しとし、大きな唐破風造の向拝などをつけるなど、光明寺や観音寺本堂に比べ、最も近世的な形態となっています。さらに五間堂でありながら梁行を1間省略して、背面壁に接して須弥壇を設ける形式は、地域的な特色といえます。また、向拝の彫刻は近世に丹波や丹後で活躍した中井正貞の作で、この彫刻師は光明寺本堂や観音寺本堂にも作品を残しています。



指定 光明寺本堂（綾部市）



指定 観音寺本堂（福知山市）



指定 金剛院本堂（舞鶴市）



①

きゅうながしまけじゅうたく

旧永島家住宅は竹野郡丹後町徳光にあった農家で、現在は京都府立丹後郷土資料館に移築、復原されています。入母屋造茅葺で三方に瓦庇を廻し、背面に切妻造瓦葺の屋根を突き出しています。桁行15.4m、梁行10mの規模をもち、広い土間とオモテ・ダイドコロ・ナベザ・ナンドなど5居室からなります。基本的には整形四間取ですが、ダイドコロとナベザの一体性が強く残り、広間型から四間取へ変化した初期の状態を伝えています。またダイドコロとナベザの上部は、鉄砲梁などを格子状に組み、見応えがあります。天保10年（1839）の建築で、丹後型民家を代表する建物です。

①



指定 旧永島家住宅（府所有・宮津市）

②

ほうみょうじ

法明寺は、木津川の北岸、旧伊賀街道沿いの高台に所在します。真言宗に属し、5 軀の平安仏像などが祀られています。

薬師堂は正面3間の茅葺仏堂で、南面してたっています。室内は、中央の1×2間を間仕切り内陣とし、その周囲を外陣とします。外陣は拭板敷で、天井は棹縁としています。内陣内の後寄り一間には壇が造られ、囲い込み仏壇となっています。建立は近世前期までは少なくとも遡ると考えられ、天井材などはそれ以前とみえます。当堂は、地元の人々によって守られた「村堂」であり、南山城地域で唯一、近世初頭に遡る建物として重要であるとともに、茅葺き屋根の姿は優しく、村落景観を構成する貴重な建造物です。

②



登録 法明寺薬師堂（笠置町）

## ＝建造物の追加指定＝

③

ないごじ

醍醐寺は、真言宗醍醐派の総本山で、山上の上醍醐と山麓の下醍醐より伽藍が構成されます。白山堂は、上加藍の中でも最も奥に位置し、如意輪堂と開山堂の間にあります。こけら葺の中規模の一間社流造で、復原すると豊かな色彩で飾られます。桃山期を代表する優美な鎮守堂といえるでしょう。

④

にょにんどう

女人堂は下醍醐の東端、上醍醐への登り口に、参道に南面してたっています。三間堂ですが、柱間の実長が左右で異なり、非対称の外観になっています。もとは醍醐寺子院の無量寿院の建物で、様式から建立は近世前期に遡るようです。近世期の数少ない子院建築として貴重な遺構です。



指定（追加） 醍醐寺白山堂 ③ 女人堂 ④（伏見区）



## =美術工芸品=

①

4対の沙羅双樹のもと、涅槃に入ろうとする釈迦が中央に横たわっています。その周囲を仏弟子、羅漢、菩薩及び諸天部などが取り囲み、手前には獅子や象をはじめとする動物が描かれます。奥には河が流れ、夜空に満月が輝きます。右上方には、釈迦の母である摩耶夫人の一行が、急ぎかけつける姿が描かれます。

表具の裏には、本図の制作、修理等の際の記録が写されています。それによれば、本図は16世紀初頭に丹後国分寺のために、国富信真が興行主となり、諸人の寄附を募って制作されたことがわかります。絵師は、窪田統泰という人物です。窪田は、室町時代に京都で少なくとも3代にわたり活躍した絵師の家であり、統泰の作品は他に2例知られています。

このように本図は、制作事情を窺える大幅の涅槃図として重要な作品です。

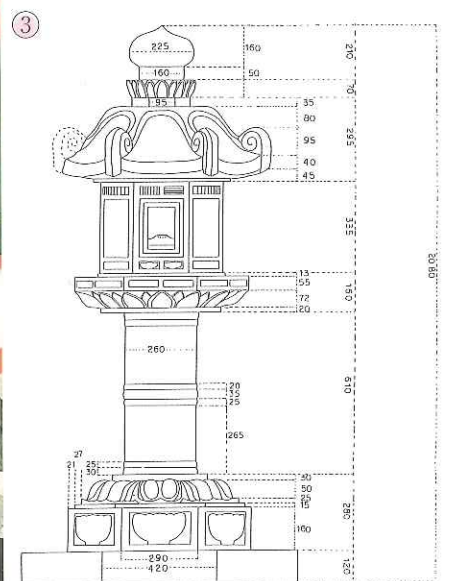


指定 絹本著色仏涅槃図（桂林寺・舞鶴市）

②③

花崗岩製。八角形、円筒竿、火袋大面取りの石燈籠で、三石からなる正八角形の台石上に立っています。やや小ぶりですが、永仁3年（1295）銘石清水八幡宮六角石燈籠、徳治2年（1307）銘大宮元神社八角石燈籠と同様、基礎の上に一段の造り出しを設け、その上に美しい胡桃型伏蓮華文を置き、中台の側面を薄くして長方形の羽目を彫るなど、全体的な特徴から見て鎌倉時代後期の制作と思われる。このような姿をした鎌倉時代の石燈籠は、京都市内・丹後地方に特徴的に存在することはよく知られています。

このように蔀田野神社の石燈籠は、宝珠の他はほぼ完存しており、京都と丹後において特徴的に存在する石燈籠相互の影響関係を考える上で重要な作例であり、丹波地方に類例の少ない鎌倉時代の石燈籠として石造美術史上貴重なものです。



登録 石燈籠（蔀田野神社・亀岡市）

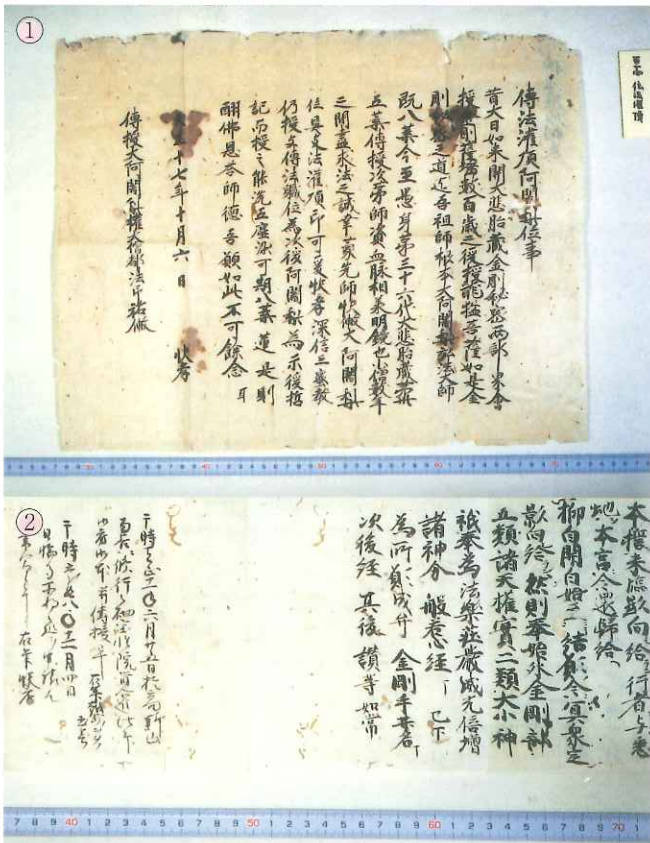


①②

舞鶴市宇鹿原に所在する金剛院は、平安時代初期に平城天皇の皇子高丘親王（真如法親王）の開基と伝える真言宗の古刹であり、現在は真言宗東寺派に属しています。

金剛院には室町時代から昭和まで、密教儀礼の実施に関する作法や次第が記された儀軌や阿闍梨位を継承させるために行う儀式に関する伝法灌頂の史料など、1,646点の聖教類が系統的にまとまって伝来しています。これらの聖教の奥書によって、これらの儀軌が金剛院にもたらされた経緯や丹後を始め若狭・但馬・摂津・高野山などとの寺院僧侶間の交流の様子を窺うことができます。

このように、金剛院聖教類は、中世後期から近世を通じて地方密教寺院における宗教活動の具体相を研究する上で、先に京都府登録文化財となった「金剛院文書」と相まって学術的価値の高い貴重な史料といえます。



指定 金剛院聖教類（金剛院・舞鶴市）

③④

二子山古墳は、宇治橋の東約400mの低丘陵上に南北に2つ並んで存在する古墳時代中期の古墳です。昭和43年に発掘調査が行われ、南北両墳から鏡、玉類、武具、武器、馬具及び農具など多量の出土品が発見されました。北墳からの出土品は5世紀中葉、南墳からの出土品は5世紀後葉の特徴を示します。なかでも、甲冑、武器類の豊富さは特筆されます。本出土品は、古墳時代中期の南山城地域における勢力の解明において、また甲冑、武器、農工具の変遷や乗馬風習の伝播を考える上で高い価値をもっています。写真③は、南墳から出土した甲冑類（鉄衝角付冑、鉄短甲）です。冑は全長27.0cm、幅18.8cm、高さ16.8cm、短甲は高さ47cm、幅42cmです。写真④は、同じく南墳から出土した四葉文鏡です。この鏡は葉の文様が4つ表されている日本製の鏡で直径は11cmです。



指定 二子山古墳出土品（宇治市所有）



## =無形民俗文化財=

①②

与謝郡伊根町新井の<sup>にいざきじんじゅ</sup>新井崎神社の4月15日の祭礼に奉納されます。太刀振は、元米青年の持ち芸で、棒振、小太刀、大太刀、長刀、居合、葵太刀の6曲です。大太刀以外は、2人1組で左右に分かれて切り組みを演じ、左右対称的な動きを基本に、時に激しく打ち合います。太刀振には、進行役のシンポチと大鈴をならすトッケツが付きます。囃子は太鼓と笛で、太鼓は鉦打の大太鼓を大バチと小バチに分かれて打ちます。

花踊は、<sup>はなおどり</sup>家主会を中心に行います。踊り子は10人で、そのうち2人が太鼓打ちです。太鼓は締太鼓で、これを中心に、その周りを色紙で作った花と扇子を持った踊り子が囲みます。花は、通常12本、<sup>うるう</sup>閏年には13本です。さらにその周囲を太刀振を務めたものたちが取り囲みますが、これは<sup>かりょうおどり</sup>風流踊の側踊が形式的に残ったものと考えられます。太刀振は組太刀と大太刀の混合型で、舞鶴を中心とする組太刀が若狭湾を越えて伝承されており、分布の点からも注目されます。



登録 新井の太刀振・花踊（伊根町）



登録 遠下のちいらい踊（丹後町）

③④

竹野郡丹後町遠下の<sup>おんげ</sup>依遅神社の10月10日の祭礼に奉納されます。踊は、露払（小太刀）一ちいらい踊一葵太刀（大太刀）と太刀振の中に組み込まれています。踊は、踊り子と呼ばれる小学校4～5年生までの少年が務めます。構成は6人で、太鼓打ち1人、太鼓持ち1人、ササラ2人、腰細（バチ）2人です。太鼓は露払が兼ね、ササラはいわゆる擦りササラ、腰細は長さ30cm前後の棒を2本持ちます。ゴザ3枚を縦1間、横1間半に敷いて舞場とし、太鼓、腰細、ササラの順に並んで「テンテンシュ、テンテンシュ、トーリーリーレーリ」の<sup>はやし</sup>囃子言葉を唱えながら、左右対称の動きを繰り返します。

この周辺には<sup>くろべ</sup>黒部の踊子、<sup>ふなき</sup>舟木の踊子（弥栄町）、<sup>たかの</sup>竹野のテンキテンキ（丹後町）など中世囃子物の流れをくむ同様な風流踊があります。踊白体は、他地区の芸能より簡略化が進んでいますが、囃子物のなごりを今日まで伝えるものとして貴重です。



## =名 勝=

①

南北幅約16m、東西の奥行き約11mの枯山水式の庭園で、庫裏の西側に位置します。南北に延びる低い築山を主景として、立石を交えた50個余りの景石で築山の輪郭と枯滝を組み表しています。石組構成は、庫裏より向かってやや右寄りの最も丈高い立石から組み下ろす枯滝と、それに呼応して左寄りに据えられた低い立石から組み出される枯滝をそれぞれ中心として成り立っています。この二極中心を持つ配石構成により直線的に連なる築山の中央部に入江状のくびれを表出させ、入江左側の石組を前面に延び出させて、出島状に突出した輪郭を形作っています。

庭園東側を画する本堂・庫裏などの建物は、天保年間の再中興期に建造されたものであり、庭園の築造は江戸時代中期に遡る可能性もあります。



指定 正暦寺庭園（綾部市）

石組の全貌を見せるため、近年、生い茂り過ぎていた灌木類を大幅に剪定除去したことから、改めてその価値を認められた古庭園です。



決定 金剛院文化財環境保全地区（舞鶴市）

## =文化財環境保全地区=

②③

金剛院文化財環境保全地区は、舞鶴市鹿原にある真言宗寺院金剛院の境内及び境内林の一角を指します。

金剛院には、江戸時代末期に建立された府指定文化財の本堂をはじめ、安土桃山時代に田辺藩主細川藤孝（幽斎）によって作庭されたと伝えられる府指定名勝の庭園、室町時代後期に建立された重要文化財の三重塔など、優れた有形文化財や記念物が多数あります。

これらの文化財を取り囲むように、境内にはカエデ・イチョウ・サクラなどの落葉樹が植栽され、また境内背後の鹿原山斜面には、モミ林・シイカシ林・アカマツ・コナラ林から構成される自然性の高い境内林が広がっています。これらの自然環境は、金剛院の文化財の添景及び背景として欠かせないものであり、優れた文化財の環境を有しています。



# — 京都府指定登録文化財等の保存事業 —

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために、京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づいて京都府の指定・登録などに定めた文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助するとともに、必要に応じて保護・活用等に必要な指導を行っています。

ここでは、平成5年度に行った、京都府指定・登録文化財等の保存事業について、その概要を紹介します。

## 平成5年度 保存事業実施場所





## 補助事業別補助額一覧

区 分	件数	事業費 (千円)	補助額 (千円)
①建造物保存修理事業	9	145,991	38,580
②美術工芸品保存事業	5	19,158	9,589
③史跡名勝天然記念物保存事業	2	2,144	1,072
④無形民俗文化財保存事業	1	1,540	940
⑤文化財環境保全地区保存事業	2	3,995	1,979
⑥建造物防犯防災施設事業	9	37,515	17,840
合 計	28	210,343	70,000

### 各補助事業の概要

#### ①建造物保存修理事業

建造物、特に木造の建造物を文化財としての価値を失うことなく保存していくには、日常的な管理のほかに、一定の周期で修理を行う必要があります。修理には、解体修理、半解体修理、部分修理、屋根葺替、塗装修理などがあり、建造物の破損の程度によって行う修理は異なります。

天神社本殿では傷みの激しかった極彩色を調査・復元することにより、江戸時代中期の創建当初の姿を取り戻しました。



天神社本殿彩色修理

#### ②美術工芸品保存事業

美術工芸品は、紙、絹、漆、木などの弱い材質で作られているものが多く、保存のためには、それぞれの材質の保存状態に応じた保存修理を一定の年月ごとに行うことが重要です。また火災や盗難から保護するために、自動火災報知設備の設置や収蔵庫の建設も必要となります。

許波多神社では、鎌倉時代に作られた木造男神・女神坐像を良好な環境において保存するために、収蔵庫の建設を行いました。



許波多神社木造男神・女神坐像収蔵庫

#### ③史跡名勝天然記念物保存事業

史跡・名勝・天然記念物は、それらを将来にわたって保存するとともに、現代において適切に活用していくことが必要です。このため、損傷などを受けている場合には、修理・復旧するとともに、文化財としての内容・価値を理解しやすいものに整備・公開する措置をとるようにしています。

天然記念物アベサンショウウオ基準産地では、産卵地の環境整備をするとともに、保護思想普及のため説明板を設置しました。



アベサンショウウオ基準産地説明板



#### ④無形民俗文化財保存事業

無形民俗文化財を伝承していくためには、保存団体等において後継者の育成を図ること、記録を作成し実態を把握すること、公開し普及啓発を進めることなどが大切です。

漆の栽培は、明治になると各藩の保護奨励がなくなり、漆の需要も落ちこんだことから急速に廃れました。丹波の漆かきの採取技術は民俗として貴重であるばかりでなく、伝統工芸の保存のためにも必要です。伝承者養成のための講習会を開いています。



丹波の漆かき伝承

#### ⑤文化財環境保全地区保存事業

文化財環境保全地区とは、文化財を核とし、これと一体となって歴史的な風致を形成している地区の内、地域にとって重要なもの（例えば鎮守の森など）を指します。京都府独自の文化財保護の制度として、この文化財環境保全地区に決定した地域の保存があります。

正法寺文化財環境保全地区では、市道境界部分から地区内への人の侵入や廃棄物の投棄が絶えないため、防災と環境保全の目的で境界塀を設置しました。



正法寺文化財環境保全地区境界塀

#### ⑥建造物防犯防災施設事業

木で作られたものが多い文化財建造物を火災の被害から守るためには、早期発見、初期消火、延焼防止などの対応が欠かせません。このために、自動火災報知設備や消火設備、避雷設備等の防災装置の設置が必要となります。また不審者の侵入を防ぐために、防犯設備を設置する場合があります。

籠神社では、本殿・拝殿・摂社に自動火災報知設備などの防災装置を設置するとともに、境内全域への防犯装置も設置しました。



籠神社自火報・防犯設備

このほかにも平成5年度には、府指定文化財防火設備緊急整備補助事業として、通常の保存事業とは別に、府指定文化財の防火設備設置への補助を行いました。

これは、平成5年4月25日未明の連続放火事件によって多くの文化財が焼失の危機に見舞われたことから、防火設備が未設置である府指定の文化財についても、自動火災報知設備などの防火設備の設置を行い、火災の被害から守ろうとするものです。

事業件数は13件、事業費の総額は4,500万円、うち府補助金の総額は3,000万円でした。



国指定選定文化財の全国及び京都府内所在件数等一覧表

(平成6年9月1日現在)

区分	種別	建造物		美術工芸品								特別史跡名勝天然記念物				史跡、名勝、天然記念物			
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書典 跡籍	古文書	考資 古料	歴資 史料	計	史跡	名勝	天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計
全国	国宝	(207)	(249)	153	119	250	222	52	36	0	832								
	重文	2113	3503	1707	2411	2077	1584	609	447	74	8909								
	計	2113	3503	1860	2530	2327	1806	661	483	74	9741	57	28	72	157	1327	259	915	2501
京都府	国宝	(46)	(58)	46	34	14	82	1	2	0	179								
	重文	277	515	414	342	134	565	33	17	9	1514								
	計	277	515	460	376	148	647	34	19	9	1693	3	11	0	14	73	39	9	121

(備考)

1. 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。また、美術工芸品の府内に所在する国有のものは、指定件数から除いた。
2. 建造物には、国宝と重要文化財の両者で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成6年7月1日現在)

市町村名	建造物		有形文化財											無形文化財		民俗文化財		史跡		名勝		天然記念物		指定登録小計		文化財環境地区(決定)	選定保存技術(選定)	合計		
	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	合計	
	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	合計	
京都市	22	6	9		7	7					3	3	1	30		6		1		1	1	1	1	62	6			4	72	
向日市	2	1																						4	1				5	
長岡京市					2									2										3	1				4	
大山崎町		1					1							1										1	1				2	
宇治市	7	3			2	1			2		1			6						1	2	1		17	3	1			21	
城陽市	4	4			1								1	1	1							1		1	6	4			11	
八幡市	2	2				2			1					3						1	1	1		8	2	2			12	
久御山町										1														1					1	
田辺町	1	5			2	1				1	1			3	2								4	7	6				17	
井手町	1	1				1				1				1	1							1		3	2	2			7	
宇治田原町		2																				1		3	2				5	
山城町	1	3		1										1									1	5	3				9	
木津町	2	2			1	1								1	1								2	4	2				8	
加茂町	1	1			3	2	2	1						6	3					1	3	1		8	8	3			19	
笠置町	2								1					1									1	2		1			4	
和束町			1											1									2	3					5	
精華町		1				1																	2	1	1	1			4	
南山城村		1								1				1									1	2	1	1			4	
京北町	1										1			1								2		5	1	1			7	
美山町	1				1									1								7		2	7	1			10	
亀岡市	1	5	1		1		2	2						4	2					1	2	2		10	10	5			25	
園部町	2	2					1							1	1							1		4	3	1			8	
八木町	1	2																					3	2	2				7	
丹波市	1	2			2	1		1		1				6	2								6	3					9	
日吉町		1			1		1							1	1								2	3	1				6	
瑞穂町		2			1									1									1	3	1				5	
和知町		1								1				1									2	1					3	
綾部市	5	5	1			2	2			1				3	3	1						3		11	11	4			26	
福知山市	2	2	2		1	2		1		3				8	1								3	1	11	6	2		19	
舞鶴市	4	2	3			1		1		3	2			8	2								14	14	3				31	
夜久野町		1																					1	2					3	
三和町	1	1																					2	2	2				6	
大江町			1			2								1	2								1	2	2				4	
大宮市	6	1	3		1	2	1	1		1	1			8	2								2	1	19	8	1		28	
加悦町			1											1									1	3	2	2			8	
若滝町																							1						1	
伊根町		1																					2	5					8	
野田川町																							1	1					2	
峰山町				1		1					1			1	2								2	1					6	
大宮町				4											4								1	1					7	
網野町		1																											1	
丹波市		1		2	1									1	2								1	5		1			7	
弥栄町																							3		1				4	
久美浜町	2	1	3		1	2			1	1	1			8	1								4	1	1				19	
地域定めず																								5		5				5
合計	62	66	28	8	27	9	25	9	4	18	8	9	1	112	36	7		2	8	19	55	16	15	13	6	246	171		4	475
	128		36		36		34		4	26		10		2	148		7		10	74		16	15	19		417				

※ ①\*印は、文化財保護条例制定市町村である。(41市町村で制定) ……制定率93.18% (全国95.72% 平成4.5.1現在)

②国指定文化財に指定されたため京都府の指定(登録)が解除(取消し)となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。



重要無形文化財								重要民俗文化財			重 要 的 伝 建 統 造 物 群 保 存 地 区	選 定 保 存 技 術									
保 持 者								有 形	無 形	計		有 形 文 化 財 関 係				無 形 文 化 財 関 係				計	
芸 能				工 芸 技 術								保 持 者		保 持 団 体		保 持 者		保 持 団 体		保 持 者	保 持 団 体
各 個	総 合	各 個	総 合	各 個	総 合	各 個	総 合					件	人	件	団 体	件	人	件	団 体		
25	39	11	11	27	37	12	12	183	158	341	38	16	17	6	6	13	15	8	9	29件 32人	14件 15団体 (13団体)
4	4	0	0	3	4	0	0	3	6	9	5	5	5	1	1	3	4	0	0	8件 9人	1件 1団体

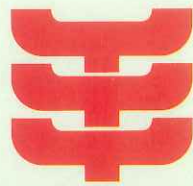
- 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。  
なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。  
(1) 2府県以上にわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡  
(2) 地域を定めないもの (主な生息地) (天) 小国鶏
- 選定保存技術の ( ) 内は、実団体数である。

### 市町村の文化財保護条例による指定等文化財件数一覧

(平成6年7月1日現在)

種別	市町村名	有 形 文 化 財											無 形 文 化 財	民 俗 史 名 天 然 文 化 財 選 定		合 計	条 例 制 定 年 月	備 考			
		建 造 物		美 術			工 芸 品			計	有 形	無 形		跡	勝				記 念 物	保 全 地 区 (決 定)	保 存 技 術 (選 定)
		件 数	棟 (基) 数	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 査 古 料												
京 都 市	指 定	54	145	38	31	3	1	6	2	5	86	1	1	7	19	18		(186)	56.10		
	登 録	23	38	3	6			23		3	35	1	44	11	3	9		(126)			
	計	77	183	41	37	3	1	29	2	8	121	2	45	18	22	27	8	320			
向 日 市				2	5			4	7		18							18	59.9		
長 岡 京 市		2	22	7	5			6	3		21				3			26	50.7		
大 山 崎 市		5	5		1						1							6	60.4		
宇 治 市		3	14	3	31	2	3		3	2	44	1			1			49	44.4		
城 陽 市		3	7		5	1		2		1	9		3					17	61.4		
八 幡 市				1	1					1	3							3	60.4		
久 御 山 町					2					2	2							2	5.4		
田 辺 町								2			2		3	3				8	50.3		
井 手 町																					
宇 治 市		6	6		8			2		1	11		1		1	1		20	48.10		
山 崎 町		3	4		1					8	10				3	3		19	47.9		
木 津 町					2					1	3							3	60.10		
加 茂 町				1	1						2							2	61.4		
笠 置 町																					
和 束 町																					
精 進 町					2						2							2	63.12		
南 山 町																			—	51.12	
京 北 市				6	13	6	1	1			27			1		1		29	53.10		
美 山 町					10						10							10	元.3		
亀 岡 市		8	13	4	16	4	2	2	1		29	1		2	1			41	43.12		
園 部 町					4						4							4	44.3		
八 木 町		5	5		8						8							13	59.3		
丹 波 町		2	2	1	1	1					3							5	62.4		
日 吉 町		7	13		16	10	2				28	1	2	1				39	51.4		
瑞 穂 町		1	1		2	2					4			1	1			7	60.3		
和 知 町				1							1		1					4	53.12		
綾 部 市		4	6	3	13	3	3	7			29		2					35	40.4		
福 知 山 市		10	14	11	17	1	4	3			36		9	1	2			58	38.6		
舞 鶴 市		5	5	7	18	8		1	2	2	38		5	1	6			55	38.10		
夜 久 野 町														3				3	47.8		
三 和 町																		—	59.12		
大 江 町				9	4	4	4				21	1		4				26	48.4		
宮 津 市		7	7	8	15	3	1	3	1	1	32		9	4	1	3		56	58.12		
加 悦 町		4	4	3	9	2				1	15		1	2				22	39.7		
岩 滝 町					1						1			1		1		3	40.7		
伊 根 町		1	2										1	10				12	60.6		
野 田 川 町		1	1		8	1					9			2	2			14	59.7		
峰 山 町				7	1	2			1		11			2	2			15	52.3		
大 宮 町		1	1	6	2	2	2				12		1	3				17	58.3		
網 野 町		1	1		1	1	1			1	4			3	2	1		11	46.6		
丹 波 町				2	2	2				2	8			3	2			13	55.3		
弥 栄 町					2					2	4							4	48.3		
久 美 浜 町		7	7		2	1					3			3			2	15	53.3		
京 都 市 以 外		86	140	82	226	59	25	30	36	7	465	2	16	44	40	7	24	2	686		
合 計	指 定	140	285	120	257	62	26	36	38	12	551	2	17	45	47	26	42	(870)	条 例 制 定 市 町 村 41/44		
	登 録	23	38	3	6	0	0	23	0	3	35	0	1	44	11	3	9	(126)			
	計	163	323	123	263	62	26	59	38	15	586	2	18	89	58	29	51	1006			





文化財愛護シンボルマーク

文化愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護運動を全国に押し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、ひろげた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗<sup>と</sup>拱<sup>きょう</sup>（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に継承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護 No.12 守り育てようみんなの文化財

発 行 京都府教育委員会  
京都市上京区下立売通新町西入ル  
編 集 京都府教育庁指導部文化財保護課  
TEL. (075) 414-5896